



事務所だより8月

2013(H25)



◆「熱中症予防対策」はお済みですか？

◇ 職場での熱中症により21人が死亡

厚生労働省がまとめた昨年(平成24年)の「職場での熱中症による死亡災害の発生状況」によると、職場での熱中症による死亡者は21人で、依然として多くの方が亡くなっています。また、死亡した21人のうち18人については、WBGT値(暑さ指数)の測定を行っていなかったことが明らかとなったそうです。

業種別にみると、「建設業」「製造業」で、前年より死者数が増えています。また、昨年は「7月」と「8月」に集中的に発生し、死亡災害の57%が「高温多湿な環境での作業開始から2日以内」という短期間で発生していたとのことです。

◇ 3人に1人が「熱中症予備軍」

上記は、「職場での熱中症」によって亡くなった方についてまとめたものですが、労働者以外も含めると、昨年(6~9月)の熱中症による死亡者数は、685人となっています。

また、気象会社の調査によると、昨年の夏季には日本人の3人に1人が「熱中症予備軍」だったそうです。熱中症に至らないまでも、予備軍としての数はかなりの割合に上るようです。

◇ さえておくべきポイント

熱中症について押さえておくべきポイントとしては、次のようなことが挙げられます。

- ◎建設、製造、運輸交通、貨物で発生割合が高い
- ◎熱中症になると半数は4~7日の休業
- ◎40歳代の割合がもっとも高く、次いで50歳代、60歳代
- ◎経験年数が1年未満の労働者の被災が多い
- ◎全体の約3分の2が労働者数50人未満の事業場で発生
- ◎どの時間帯でも発生するがピークは15時
- ◎気温30℃以上での被災が多い
- ◎WBGT値(暑さ指数)が25度以上31度未満での発生が大半

暑い夏は、いきなりきます。過言しないように!!

◆高年齢者雇用安定助成金 (平成25年5月新規)

◇ 高年齢者労働移動支援コース

定年予定者の失業なき労働移動を目指します。定年を控えた高年齢者で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、民間の職業紹介事業者の紹介により、雇い入れる事業主に対して助成するものです。対象被保険者の雇入1人につき70万円が支給されます。

◇ 高年齢者活用促進コース

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主に対して助成するものです。高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。環境整備計画を作成し、認定を受けることが必要です。高齢者活用促進措置の実施に要した経費の1/2(中小企業は1/3)(上限500万)が助成されます。

- ◎ 新たな事業分野への進出
- ◎ 機械設備・作業方法・作業環境の導入・改善
- ◎ 高齢者の雇用管理制度の導入見直し
- ◎ 定年の引上げ

上記の計画がある場合は、高齢・障害者雇用支援センターへ
京都高齢・障害者雇用支援センター 075-254-7166

◆「身近な川の生物調査」への参加者を募集

◇ 新たに起業・創業や第二創業を行う個人や企業を支援します。

京都府では、「身近な川の生物調査」への参加者を、募集しています。府民の身近な水環境への関心を高め、主体的な環境保全の取り組みを広げるためです。申込は、8月30日(金曜日)までに京都府環境管理課水質担当まで

郵便番号 602-8570(住所不要)

電話番号 075-414-4711

ファクシミリ 075-414-4710 E-mail kankyoka@pref.kyoto.lg.jp

平成24年の参加は、43団体 1,164人でした。

夏休みの自由研究はどうでしょう。

平成25年(2013)8月

1	木	1・2級建設機械施工技術検定 学科試験合格発表 平成25年8月上旬 8月10日まで合否が到着しない場合は試験機関へ確認しましょう
2	金	1級建築及び電気工事施工管理技術検定試験 当年度学科試験合格者の実地試験受験料払込受付締切
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	
12	月	源泉所得税の納付 住民税の特別徴収額の納付
13	火	
14	水	
15	木	
16	金	送り火 大文字 20:00点火 妙法 20:10点火 船形 20:15点火 左大文字 20:15点火 鳥居形 20:20点火
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	
21	水	1級土木施工管理技術検定試験学科試験 合格発表日
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	2級建築士 学科試験合格発表日
28	水	
29	木	
30	金	建築物防災週間(8月30日~9月5日)
31	土	
9/1	日	防災の日
9/2	月	6月決算法人の確定申告・12月決算法人の中間申告 個人住民税第2期分の納付・個人事業税第一期分の納付

